

HTTR原子炉施設 設工認 (1次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新)

令和6年1月17日

日本原子力研究開発機構 大洗研究所
高温ガス炉研究開発センター
高温工学試験研究炉部

令和5年10月31日に申請しました本申請書において、以下の誤記がありました。

【事象の説明】

5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムにおける法令名称「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」とするところを「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」と誤記。

また、本規則施行日の令和2年4月1日以降のHTTRから提出した設工認申請書について確認したところ、6件の同様の誤記が判明しました。

(本件は、「常陽」設工認申請書の同様の箇所の誤記について原子力規制庁から指摘をいただき、情報共有の上確認(令和5年12月14日確認)したもの。)

5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するよう令和2年4月22日付け令02原機(大安)018をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書」(QS-P12)(別紙2)により、設計及び工事の品質管理を行う。

本不適合事象についての対応案を次葉に示します。なお、認可済みの6件の誤記については同一法令名称の同一箇所の誤記であり、本誤記により適用法令の誤用はなく、認可済みの設工認についてQS-P12において品質管理がなされているため安全上の影響はないと評価しています。

【申請書の補正案】

5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムにおける記載

現状:「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するよう令和2年4月22日付け令02原機(大安)018をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書」(QS-P12)(別紙2)により、設計及び工事の品質管理を行う。

変更案:別紙2「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書」(QS-P12)に基づき、設計及び工事の品質管理を行う。

理由:すでに、届出を実施した後、大洗研究所(北地区)原子炉設置変更許可申請の本文9.及び添付書類11の許可(令和6年11月28日許可)を得ている。また、「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書」(QS-P12)の目的に、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)・・・に基づき」と記載されている。

【HTTRにおける改善案】

本事象については、大洗研究所の不適合事象等の管理要領(大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03))に基づき、是正処置を実施し、再発防止に努めていく。

【認可済み案件において同一箇所誤記が認められたもの】

- ①申請日令和2年8月31日 新規制基準対応第1回申請の一部補正
- ②申請日令和2年7月20日 新規制基準対応第2回申請の一部補正
- ③申請日令和2年7月20日 新規制基準対応第3回申請の一部補正
- ④申請日令和3年2月 2日 新規制基準対応第1回申請の一部補正
- ⑤申請日令和4年4月25日 2次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新
- ⑥申請日令和4年7月29日 2次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新の一部補正

誤記の部分については、同一箇所であり、かつ同一のものである。